

□■受験対策ミニ講座 18号 2022□■（養成所ニュースプラス 24号）

オミクロン株の新規感染者が急増し、試験を前に心配は尽きません。皆さんは平常心を保ち残された時間を有効に使ってください。「受験の手引」には、新型コロナウイルス感染症等で緊急のお知らせをする場合は、試験センターHPに掲載するとあります。養成所からも随時お知らせする予定ですが、皆さんも意識して情報を掴んでください。

今回は「保健医療サービス」からの出題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかも、あわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

在宅医療の推進を担う医療施設に関する次の記述うち、正しいものを1つ選びなさい。（「社会福祉士国家試験模擬問題集 2022」中央法規出版 P.31）

1. 在宅療養支援病院は、許可病床数が100床未満でなければならない。
2. 在宅療養後方支援病院は、許可病床数が100床未満でなければならない。
3. 在宅療養支援診療所は、在宅で療養を行う患者が緊急時を除いて入院できる病床を確保しなければならない。
4. 機能強化型の在宅療養支援診療所・病院は、在宅医療を担当する常勤医師を2名以上配置しなければならない。
5. 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算を算定できるのは、機能強化型の在宅療養支援診療所・病院である。

解説と正答は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・(32期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(33期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類を発行するには、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」、「スクーリング代替授業の履修」、「授業料の納入」が必須となります。
- ・レポート評価票の課題及び課題番号の記入について、未記入や番号違いに注意してください。
また、必ずレポート評価票と原稿用紙はホチキスで留めてください。
- ・レポート評価票の科目と原稿用紙の科目の付け間違いに注意してください。
受付できない場合があります。
- ・レポート提出は、郵便事故や封筒の破損を避けるため、極力、郵便局窓口からの提出を推奨しています。
また、必ずコピー（控え）をとってください。
- ・参考文献及び引用文献の記入について、文献（URL）名のみ等、情報が不足しているレポートが散見されます。
受講の手引き P18-19の「(3) 文章作法とルール」や、P22-24の「(5) 参考文献・引用文献の表記方法」を確認のうえ必要事項をすべて記入してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第34回国家試験の試験日は、令和4年2月6日（日）です。
試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>
- ・社会福祉振興・試験センターより、新型コロナウイルス感染症対策に関する国家試験当日の注意事項や、対応について情報公開がありました。
詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?p=5878>
- ・中央法規より「2021年度社会福祉士国家試験中央法規全国模試（在宅受験）」のご案内です。

※入金締切日を過ぎていたため、自己採点扱いとなります。

詳しくはこちら→<https://www.chuohoki.co.jp/seminar/social/2969438.html>

・本養成所主催の「受験対策講座」を web にて開催しております。

受験対策ガイダンス動画、オンデマンド動画（全 19 科目）の視聴が可能です。また、12 月 25 日（土）より、国家試験直前対策講座（有料）の講義動画の視聴が開始となっています。是非ご活用ください。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

※国家試験直前対策講座（有料）については、受講確定者に対してご案内（受講確定通知）を郵便及びメールにて送付しています。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Plus Column

今回は、当日の持ち物や注意する点をお伝えします。

まずは、新型コロナウイルス感染症に関する感染防止対策についてです。「受験の手引」P.13 に加えて、12 月 6 日に試験センターから通知が出ています。通知の概要版とその 2 ページ目にある「(参考)新型コロナウイルス感染症に関する試験運営の対応方針(全文掲載)」で確認することができます。このメルマガの「■Test info」にも情報を掲載していますので必ず読んでください。読むことで、コロナ禍の試験実施についての考え方や会場の感染防止対策、皆さんの遵守事項を知ることができます。可能であれば、全文を読まれることをお勧めします。少しでも安心して試験に臨んでいただければと思います。

また、持参物品は「HB の鉛筆またはシャープペンシル」は、これまでと同じです。シャープペンシルなら替え芯も忘れずに。鉛筆なら数本と心配な方は鉛筆削りも必要です。削りカスの始末についても考えておきましょう。プラスチック消しゴムもマークシートを汚してしまわないように、新しいものが 2 個あると安心です。「筆記用具はとがっているより、適度な丸みがあると時間短縮になる」とは、先輩からの助言です。マークシート記入の練習はしましたか。

試験会場の時計が柱の陰で見えにくいこともあります。持ち込めるのは「腕時計または懐中時計（フタのないもの）」だけです。更に今回は、「スマートウォッチなど端末機能、通信機能、辞書機能がないもの」と太字であります。携帯電話やスマートフォン等の等の通信機器は、電源を切ってカバンにしまうよう指示されます。試験中に身につけていたり、使用が確認されると、「試験を無効にする場合」があると書かれています。日頃、「携帯やスマホ頼み」の方はご用心ください。手引には、「電源の切り方やアラームの止め方」を事前に必ず確認しておくことも明記されています。当日使う時計に慣れておくとも良いかもしれません。

会場は換気されますが、暖房が効きすぎる場合もあるので、当日は、調節しやすい服装で。いろいろな事態に備えて、ひざかけや使い捨てカイロ、のど飴なども用意しておきましょう。長時間、座り続けるので座布団を持参した人もいます。上履きと靴袋が必要な会場もあるので、受験票を確認してください。ハンカチ、ティッシュは多めに。タオルが 1 本あると、防寒にも使えます。「突然の腹痛に飲みなれた薬を持参していたので助かった」という話も聞いています。

当日をイメージして、こまごました持ち物を準備しながら、ご自分に必要な仕上げを進める時です。

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz 解説と正答】

新型コロナウイルス第 5 波では、在宅療養している方の症状が進み、在宅医が入院先につなげることができず、できることで手を尽くすという報道がありました。通院困難な患者宅を定期的に訪問して診療を行う「訪問診療」時に発見したり、患者・家族からの連絡で「往診」して状態を見守ったりという場面が伝えられています。

医療法では、居宅や各老人ホームなども医療が提供される場とされ、これらの居宅等における医療を「在宅医療」といいます。主な在宅医療の担い手には出題にある診療所・病院以外にも、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション等があります。在宅医療の需要は、高齢化の進展や病床の機能分化等により大きく増加することが見込まれています。

1. ×在宅療養支援病院は、その地域に在宅療養支援診療所がない場合にその役割を担うものです。原則、200床未満、又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないことが条件です。
2. ×在宅療養後方支援病院は、200床以上の病院であることが必要です。2014（平成26）年度の診療報酬改定により、在宅医療で緊急時の後方支援病床確保が重要であることから新設されました。
3. ×在宅療養支援診療所は、有床診療所にあつては当該診療所において、無床診療所にあつては別の保健医療機関との連携により、在宅療養患者が緊急時に入院できる病床を常に確保しなければなりません。主な施設基準として、24時間連絡を受ける体制、24時間の往診体制、24時間の訪問看護体制、緊急時の入院できる体制確保などがあげられます。
4. ×2012（平成24）年度の診療報酬改定によって、機能強化型在宅療養支援診療所・病院が創設されました。その主な施設基準は、在宅医療を担当する常勤医師の3名以上の配置、過去1年間の緊急の往診実績や在宅での看取り実績が要件となっています。
5. ○在宅緩和ケア充実診療所・病院加算は、2016（平成28）年度の診療報酬改定で新設されました。加算対象となる主な施設基準として(1)機能強化型の在宅療養支援診療所・病院であること、(2)過去1年間の緊急往診の実績が15件以上かつ看取りの実績を20件以上あることなどが定められています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus